

9 入所受付期間

4月1次受付

(1) 郵送、電子申請受付期間 原則郵送、電子での申請にご協力ください。

令和4年10月19日(水)9:00～令和4年11月9日(水)23:59(当日消印有効)

(2) 窓口受付期間

令和4年10月31日(月)～令和4年11月9日(水)

電子申請の場合、締切時間までに申請を完了している必要があります。

提出書類	多摩市申請書類一式
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参
受付場所	○郵送の場合：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市役所子育て支援課計画推進・保育担当 ○電子の場合：多摩市公式ホームページの申請上の注意を必ずご確認ください。 ○窓口の場合：多摩市役所 2階子育て支援課
受付時間	9:00～17:00 ※窓口申請の場合
募集人数	令和4年10月7日(金)公表予定(多摩市公式ホームページ、窓口にて公表)
結果通知	令和5年1月27日(金)発送予定(郵送にて通知) 電話等による結果の問い合わせには、一切お答えできません。
注意事項	申し込み後の希望保育所等変更や追加・不足書類(税書類・まだ産まれていない児童の児童状況票は除く)の提出締切は、 令和4年11月30日(水) です(当日消印有効)。申込書の取下げや、希望保育所等の削除のみについては、令和5年1月6日(金)まで受付けます。1月10日(火)以降の取下げや、希望保育所等の削除は、辞退と同等に取り扱いますので、ご注意ください。 申請内容に疑義が生じた場合や記入漏れの確認等、いただいた電話番号に 申請書受領後に子育て支援課(Tel:042-338-6850)から申請内容確認の連絡をする場合があります ので、お手すきの際に電話に出てください。

(3) 郵送、電子申請後の受付票発行の流れについて

申請書に添付いただき、「送付先宛名記載用紙」にご記入いただいた住所へ受付票と受領確認票を送付します。不足書類がある方については、受付票等と併せて不足書類添付票を同封します。必要書類や提出期限をご確認いただき、締切までに不足書類添付票と併せてご提出ください。**投函から14日を過ぎても受付票等が届かない場合は、投函または申請した旨を子育て支援課までご連絡ください。**

4月2次受付

2次受付は、1次利用調整の結果、空きがある施設及び転所や退所により新たに空きが生じた施設について、利用調整及び決定を行います。

受付期間	令和5年1月10日(火)～2月17日(金) ※4月の2次以降の申請書及び不足書類提出は、審査期間が短いため 必着 です
受付場所	多摩市役所 2階子育て支援課 ※窓口申請の場合
提出書類	多摩市申請書類一式
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参 ※4月1次受付の提出方法と同じ
募集人数	令和5年2月3日(金)公表予定(多摩市公式ホームページ、窓口にて公表)
結果通知	令和5年3月3日(金)発送予定(郵送にて通知)
注意事項	<p>4月1次利用調整で利用保留となった方は、自動的に2次の利用調整にかかります(再申請不要)。4月1次利用調整で入所決定を辞退した場合は、申請も取下げとなるため、5月以降の入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります(4月2次受付は申請できません)。</p> <p>4月1次申請と同様に原則郵送、電子での申請にご協力ください。ただし、申請書及び不足書類や希望園の変更等の書類は締切日必着となりますので、提出する際にはご注意ください。</p> <p>申請内容に疑義が生じた場合や記入漏れの確認等、いただいた電話番号に申請書受領後に子育て支援課(Tel:042-338-6850)から申請内容確認の連絡をする場合がありますので、お手すきの際に電話に出てくださいようお願いします。</p>

4月の定期利用保育の申し込み

2次結果発送後に、4月の定期利用保育の受付を各施設で行います。

受付期間	令和5年3月6日(月)～3月13日(月)
対象となる方	市内在住で保育所等に入所申請で保留となった満1歳～2歳児クラスの児童
受付場所	定期利用保育を実施している施設 ※申し込み当日に受付票等の記入、面談があります。
提出書類	保育所等利用調整結果通知書(利用保留)
結果通知	令和5年3月17日(金)以降施設より連絡
注意事項	<p>上記は年度当初の4月申し込みの日程となりますので、5月以降の申し込みは随時施設にお問い合わせください。定期利用保育は希望者多数となるため、4月申請(上記受付期間)は1園のみとさせていただきます。複数申し込みがあった場合は、1園のみの申し込みの取り扱いとなります。ただし、<u>3月17日(金)の結果通知後は</u> <u>空きのある園に随時ご申請いただけます</u>。</p>

5月以降入所の申し込み

定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

入所月	受付期間	結果通知到着予定日
5月入所	3月13日(月)～4月17日(月)	4月25日頃
6月入所	4月18日(火)～5月15日(月)	5月25日頃
7月入所	5月16日(火)～6月15日(木)	6月23日頃
8月入所	6月16日(金)～7月18日(火)	7月25日頃
9月入所	7月19日(水)～8月15日(火)	8月25日頃
10月入所	8月16日(水)～9月15日(金)	9月25日頃
11月入所	9月19日(火)～10月16日(月)	10月25日頃
12月入所	10月17日(火)～11月15日(水)	11月24日頃
1月入所	11月16日(木)～12月15日(金)	12月25日頃
2月入所	12月18日(月)～1月15日(月)	1月25日頃
3月入所		2月23日頃

※郵送申請の場合、審査期間が短いため**必着**です

受付場所	多摩市役所 2階子育て支援課 ※窓口申請の場合
提出書類	多摩市申請書類一式
提出方法	郵送、電子申請または窓口へ直接持参※4月1次受付の提出方法と同じ
募集人数	入所月の前月の10日までに空き状況を公式ホームページで公開
注意事項	<p>申請が年度間有効なため、保育所等への入所が必要なくなったら、取下書を提出してください。決定後、辞退をすると次回の申請時に、辞退によるマイナスの指数(-2)がつくのでご注意ください(翌年度まで減算継続)。</p> <p>4月1次申請と同様に原則郵送、電子での申請にご協力ください。ただし、5月以降の入所申し込みは<u>申請書及び不足書類や希望園の変更等の書類は締切日必着</u>となりますので、ご提出する際にはご注意ください。</p>

育児休業給付金の延長手続きについて

満一歳を超えて育児休業を取得し、育児休業給付金の延長手続きをするためには、復職することを前提としてお子さんの一歳の誕生日以前の入園を希望して保育園の入所申し込みをし、入園できなかったことを証明する書類を勤務先などに提出する必要があります。証明書類の発行を受けるためには、各入所月の申し込み締切までに、入所申し込みをする必要があります。詳細については、勤務先にお問い合わせください。

※育児休業の延長等で申請を行う際に指数の減算を希望する方は、同意書が必要です(P.15参照)。

10 申請に必要な書類

(1) 必ず提出が必要な書類 6点 ※様式は多摩市公式ホームページから印刷できます。

① 送付先宛名記載用紙（郵送、電子申請者のみ）

② 教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書 / 税情報等の提供について

※多摩市転入日により市町村民税課税・非課税証明書が必要な場合があります（P.14 参照）。

③ 家庭状況書（表面） / 家庭状況に関する提出書類等確認表（裏面）

④ 令和5年度保育所等申込承諾書

⑤ 児童状況票

⑥ 保護者（父母）の保育の必要性の事由を証明する書類

※保育の必要性の事由を証明する書類に不備がある場合は、求職として取り扱います。

※保育の必要性の事由が2つ以上ある場合は、すべて提出してください。

保育の必要性の事由	証明する書類
就労	就労証明書（多摩市様式）
求職	「③家庭状況書」の求職の欄に記入
出産	・母子健康手帳（親子健康手帳）の表紙 ・分娩予定日がわかるページのコピー
疾病	保育が困難である旨が記載された診断書（多摩市様式）
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
看護 介護	・被看護・介護者の診断書（多摩市様式）または要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー ・平均的な1週間の看護介護のスケジュールのわかるスケジュール表（被看護・介護者と別居の方のみ）（任意様式）
就学	・在学証明書 ・就学期間とカリキュラム等就学時間がわかる書類（通信教育や学校教育法に定める学校以外の教育機関の場合のみ）
不存在 ※右記のいずれか1点（写） ※うち未婚の場合は戸籍謄本（写）	ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証、戸籍謄本、 ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書、 調停期日通知書（離婚を前提とした調停中の場合）
虐待・DV	公的機関から発行された書類
その他	保育が必要であることを証明できる書類

※「(2) 該当者のみ必要な書類」は次頁に記載

(2) 該当者のみ必要な書類

自営業の方で育児による休業中の方 ①～④についてはいずれか1点(写)	【自営業用】育児による休業取得証明書 ① 会社の登記事項証明書または個人事業主の開業届 ② 営業許可証 ③ 確定申告書B(税務署の消印があるもの) ④ 委託契約書等
20歳以上65歳未満の同居者がいる方	20歳以上65歳未満の同居者の保育の必要性の事由を証明する書類
右記保育施設の利用実績が、令和4年4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ある方	保育受託証明書 ① 東京都認証保育所 ② 市内認可保育所の定期利用保育 ③ 市内認可保育所の一時保育 ④ 各自治体に届出のある認可外保育施設 ⑤ 企業主導型保育所 ⑥ 市内認可保育所の緊急1歳児受入事業
出産予定の児童を申請する方	母子健康手帳(親子健康手帳)の表紙と分娩予定日が分かるページのコピー ※出産後、就労証明書、児童状況票と教育・保育給付認定変更届を提出してください。
同居者に手帳等がある世帯	対象の方の手帳の写し(保育料が軽減される場合があります。)
令和4年1月1日現在に多摩市に住民票が無く、4月～8月入所をご希望の方	令和4年度市町村民税課税・非課税証明書(写) もしくは令和4年度市町村民税納税通知書(写)
令和5年1月1日現在に多摩市に住民票が無く、9月～3月入所をご希望の方	令和5年度市町村民税課税・非課税証明書(写) もしくは令和5年度市町村民税納税通知書(写)
育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するために申請する方	育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための保育所等入所申請における減算適用の同意書 ※P.15(1)②参照

① 課税・非課税証明書をご提出いただく際の注意点

- 源泉徴収票、確定申告書及び市町村民税税額決定通知書は不可です。
- 課税・非課税証明書は、課税証明書の対象年の1月1日に住民登録があった市区町村で発行されます。また、令和5年度の課税・非課税証明書は、令和5年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和5年6月以降に取得ができます。
- 利用者負担額(保育料)算定の際、父母が非課税かつ、同居者がいる場合は課税額が一番高い方(家計の主宰者)の税情報で保育料を決定するため、その方の税書類が必要になることがあります。

② 「保育所等入所申請及び教育・保育給付認定に係る個人番号(マイナンバー)記載用紙」について

原則、保育所等入所申請者全員にご提出いただく書類ですが、令和5年度の入所申請は郵送、電子受付を行うことから、郵便事故等による個人情報流出を防ぐため、**入所申請時の添付は不要**です。必要な場合には、別途、子育て支援課計画推進・保育担当からご連絡します。

11-1 申請時の注意点 就労でお申し込みの方

(1) 申請時点で育児休業中または自営業の方で育児による休業中で申請する方へ

① 必ず申請時の内容で復職することが条件となります。

育児休業または自営業で育児による休業中の方については、入所月の翌月 1 日までに必ず取得した会社に元の就労時間（雇用形態）で戻るという条件で審査をしています。転職したため、申請時点での職場の復職証明書を出せない、または就労時間の減少などにより復帰時点で指数が下がっている、もしくは何らかの理由により復職ができない場合は入所取消し、入所後に判明した場合は退所となります。また、保護者が共に育児休業を取得していて入所決定した場合は保護者両方の復職が必要となります。

※自営業で育児による休業中の方は、以下項目を満たすことにより育児休業中の方と同等の取扱いをしています。

○多摩市様式 令和 5 年度就労証明書

○【自営業用】育児による休業取得証明書と自営業を営んでいることがわかる書類の提出（P.14 参照）

○開業をして 1 年以上経過している

○養育する子どもが 1 歳 6 ヶ月以内である

上記、項目を 1 つでも満たしていない場合については「内定」として取り扱います。

② 育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための申請をする方へ

育児休業の延長または育児休業給付金の受給を目的として保育所等入所申請をする方については、「育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための保育所等入所申請における減算適用の同意書」をご提出ください。提出され、条件を満たしている場合のみ、調整指数の No.26（育児休業の延長又は育児休業給付金の受給に使用するための申請の場合）の対象となり、お子さんの合計指数から 18 点の減算を行います。育児休業の延長または育児休業給付金の受給を目的とする申請であっても、同意書の提出がない場合は、指数の減算が適用されません。

同意書を提出された場合は、当該年度間の利用調整において指数の減算が適用されるものとなります。もし、年度途中の利用調整において指数の減算が必要なくなった場合は、指数減算の「取下書」を提出し同意書の取下げを行ってください。年度途中の各月入所申請受付期間に照らし合わせ、直近の審査から指数の減算適用が外れます。同意書のご提出があっても選考の対象となります。選考の結果保育所へ入所をする場合があるため、申請の際はご注意ください。

【注意】以下 2 点に該当する方は指数の減算の対象となりません。

① 1 歳の誕生日を迎えていない対象児童の申請をする方

例：令和 4 年 8 月生まれの児童を令和 5 年 4 月申請する場合

令和 5 年 4 月申請 育休延長の減算適用不可

令和 5 年 8 月申請 育休延長の減算適用可能

② すでに兄弟姉妹が認可保育所等に在籍していて、下の子が満一歳を迎えた最初の4月以降の申請をする方

例：上の子が認可保育所等に在籍していて、下の子が令和4年8月生まれの場合の申請

令和5年8月申請 育休延長の減算適用可能

令和6年4月申請 育休延長の減算適用不可（満一歳を迎えた最初の4月申請のため）

（2）入所申請後に転職をする方へ

原則、申請時点と入所時点の状況が変わらないことが入所の条件ですが、入所申請期間終了後に転職をした場合でも、以下の内容に限り認めています。

○申請時点で在籍していた事業所と転職先の事業所の勤務期間に空白期間がないこと

○申請時点で在籍していた事業所で発行された就労証明書に記載のある勤務時間が減らないこと

上記2点を満たさない場合は、指数に変更が生じることになるため入所取消し、入所後に判明した場合は退所の対象となります。

※転職等により申請時よりも就労時間が増えたとしても、指数は申請時点での内容で算定します。

（3）派遣社員で就労を申し込みの方へ

育児休業中で復職予定の派遣社員の方は就労証明書に記載されている勤務先と勤務時間で復職すること（発行時点で派遣先があること）を条件とし、就労証明書の備考欄に記載の復職後の勤務先の有無が有の方は就労要件で審査を行います。また、復職後の勤務先の有無が無の方は求職要件で審査を行います（就労証明書裏面右下※記入上の注意参照）。派遣元へ就労証明書の作成を依頼し、提出してください。ただし、入所後には就労証明書記載の勤務先への復職、かつ復職証明書の提出が必須となりますのでご注意ください。入所月の翌月1日までに就労証明書に記載のある勤務先に復職できない、または復職証明書が期日の通りに提出できないときは退所となります。

（4）保育所等に入所決定できた場合、現在働いている事業所で就労日数・時間数が増加することが決定している方へ

現時点では、短い就労日数・時間数で働いているが、保育所等に入所決定した場合に、現在働いている事業所で就労日数や、時間数が増減することが決まっている方は、その増減する就労日数・時間数で指数を算定し、調整指数で減算（-2）をすることとなります。その際は、事業所に、「就労証明書」の裏面の「保育所入所後に勤務時間勤務日が変わる場合の変更後の時間」に決まっている日数・時間数を記入していただくよう依頼してください。

入所決定した場合は、入所日より時間が増加した旨を証明する「時間増減確定証明書」の提出をしていただきます。

11-2 申請時の注意点 認定こども園への入所申し込み

認定こども園は、子どもに教育・保育を一体的に提供するものです。

認定区分と希望順位によって申請先が異なりますので、ご注意ください。

3歳児クラス以降のお子さんは**保育料が無償となりますが、給食費、教材費等別途実費徴収等がありますので、必ず園への見学や問い合わせをしてください。**

施設名	受入れ可能年齢 (クラス年齢)	開所時間	延長有無
おだ認定こども園	0～5歳	7:00～18:00	有
認定こども園多摩みゆき幼稚園	3～5歳	7:30～18:30	無
認定こども園東京大谷幼稚園	3～5歳	7:30～18:30	有

※延長保育時間はP.56の「21 多摩市内認可保育所等紹介」を参照してください。

(1) 認定こども園に直接申請する方

○3～5歳（1号認定）の方（幼稚園利用（保育の必要性のない方））

○3～5歳（2号認定）の方で認定こども園が第1希望である場合

※令和5年4月申請は、令和4年10月中旬から認定こども園で願書の配布が始まりますので、認定こども園へ直接申し込みをしてください。詳細はご希望の園へお問い合わせください。

認定区分ごとの申請時期

○教育（1号認定）…令和4年11月1日（火）

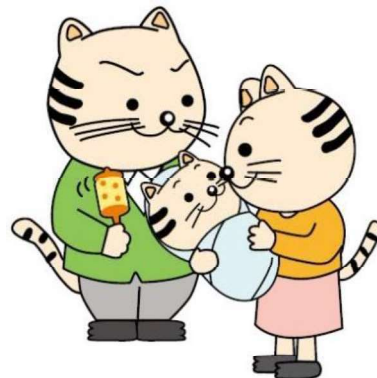
○保育（2号認定）…施設によって受付日が異なります。施設にお問い合わせください。

※1号認定で入園の内定が出ましたら、園より教育・保育給付認定申請書が配布されますので、必ず園へご提出ください。詳細はご希望の園へお問い合わせください。

(2) 多摩市役所に申請をする方

○0～2歳（3号認定）の方

○3～5歳（2号認定）の方で認定こども園が第2希望以下の場合



©多摩市

11-3 申請時の注意点 市外保育所等への入所申し込み

里帰り出産や引越しなどで、多摩市以外の保育所等への入所を希望する方は、次の手順で多摩市に申し込みをしてください。

※市外保育所等へ入所申し込みする方は、確認事項が多いため原則子育て支援課窓口にお越しただいての受付となります。

(1) 申請方法について

① 希望自治体への確認

希望保育所等がある市区町村に、**転入予定の有無を伝えて**、以下の3点をご確認ください。転入予定の有無によって、必要書類や利用調整の条件が異なる場合があります。

- 申請の可否
- 受付の締切日
- 多摩市の申請書類以外の必要書類

② 申し込み締め切りの確認

希望する市区町村の**受付締切日の10日前までに**、多摩市の申請書類一式と希望する自治体の指定する申請書類で、多摩市へ申し込みをしてください。

※受付後、多摩市から保育所等がある市区町村に申込書類を送付します。郵便事情等で締切日までに書類が届かないことがあるため、**できるだけ早めに申し込みをしてください。**

(2) 教育・保育給付認定申請について

① 転出予定のある方

教育・保育給付認定は転出先市区町村で行いますが、「教育・保育給付認定及び保育所等入所申込書」にて教育・保育給付認定と希望保育所等を申請してください。

② 転出予定のない方

転出予定がなく、在学・在勤、里帰り出産等で多摩市外の保育所等に申請される方は、**多摩市で教育・保育給付認定を受ける必要があります。**

11-4 申請時の注意点 市民以外の方の入所申し込み

(1) 申請できる方

- 入所日以前に、多摩市に**転入する（転入先が決まっている）方**
- 多摩市に**転入しない（転入先が決まっていない）方**で、在勤・在学または里帰り出産で入所を希望する方（年度間空きが見込まれる場合のみ入所が決定します。）

(2) 4月入所申請（1次受付）【転入予定者のみ】

- 11月9日以前に多摩市に**住民登録がある（転入できる）方**は、多摩市民の受付期間で申請できます。
- 11月9日以前に多摩市に**住民登録がない（転入できない可能性がある）方**は以下の手続きで申請ください。

受付期間	令和4年10月11日（火）～11月30日（水） 必着 入所申請書類は、現在お住まいの市区町村から多摩市に郵送していただきますが、 受付期間内に、多摩市に書類が到着する必要があります。11月18日（金）までに、現在お住まいの市区町村の保育所等担当部署にご申請ください。
受付場所	現在お住まいの市区町村の保育所担当部署
提出書類	① 申請書類一式（多摩市の所定様式） ※現在お住まいの市区町村で様式指定がある場合は、その様式も必要です。事前に、お住まいの市区町村にご確認ください。 ② 市町村民税課税・非課税証明書(両親分) ○4月～8月入所希望の方は令和4年度分と令和5年度分 ※ <u>令和5年度分につきましては、令和5年6月頃に取得ができます。</u> ○9月～3月入所希望の方は令和5年度分のみ ③ 転入に関する誓約書（多摩市の所定様式） ④ 不動産賃貸・売買契約書等の証明書類のコピー （転入先の住所・契約者・引渡し日がわかり、押印されている書類）
提出方法	担当窓口へ直接持参（郵送提出の可否はお住まいの市区町村にご確認ください）
募集人数	令和4年10月7日（金）公表予定（公式ホームページ、窓口にて公表）
結果通知	令和5年1月27日（金）までに転入できない方には、現在お住まいの市区町村の保育所担当部署を通して通知
注意事項	必ず、転出手続き前に、現在お住まいの市区町村で、入所申請を行ってください。多摩市民の受付期間を過ぎた後、お住まいの市区町村を通して入所申請をせずに多摩市に転入届を提出した方は、4月1次申請ができなくなりますのでご注意ください。他の市区町村で申請を提出した場合は多摩市への転入手続きの際に、子育て支援課の窓口にて、「 多摩市保育所等入所申請に係る申出書 」をご記入いただく必要があります。

※令和4年度分（11～3月）の入所申請については、「令和4年度保育所等入所のしおり」をご確認ください（入所申請は、年度ごとに行う必要があります）。

※ご転入された際に「保育所等入所申請及び教育・保育給付認定に係る個人番号（マイナンバー）記載用紙」の記入を依頼する場合があります。その際は個人番号（マイナンバー）が確認できる書類と本人確認ができる書類をお持ちください。

(3) 4月入所申請（2次受付）

2次の受付期間は、令和5年1月10日（火）～2月17日（金）※必着になります。

○2月17日以前に多摩市に住民登録がある（転入できる）方

⇒多摩市民の受付期間内に申請できます。

○2月17日以前に多摩市に住民登録がない（できない可能性がある）方

⇒現在お住まいの市区町村の保育担当課から受付期間内に、多摩市に書類を送付する必要がありますので、2月7日（火）頃までに多摩市所定の提出書類を現在お住まいの市区町村（保育所担当部署）へ申し込みください。

(4) 5月以降の入所申請

5月以降の入所申請については、保育所等に空きが生じた場合のみ入所が可能です。受付期間内に提出された書類にて、指数をつけて入所の利用調整をします。

各月の受付期間の 10日前までに、多摩市所定の提出書類を確認の上、**現在お住まいの市区町村**（保育所担当部署）へ申し込みください。

(5) 転入予定のない方

転入予定のない方については、以下2つのいずれかに該当している方のみ申し込みを受付けます。

○多摩市で在勤・在学している方

○里帰り出産で多摩市に一時的にお住まいになる方

里帰り出産での入所は、最大出産予定月の前後2ヶ月間（5ヶ月）となります。

現在お住まいの市区町村（保育所担当部署）で多摩市所定の申請書類で申し込みをしてください。

なお、利用調整においては、多摩市民を優先しているため、定員の空きが年度間に多摩市民で埋まることを見込まれる場合は、空きがあっても入所案内ができません。

教育・保育給付認定の申請は、お住まいの市区町村で行ってください。